

平成23年度 後期高齢者医療制度の状況

群馬県後期高齢者医療広域連合

1 被保険者数

(1) 被保険者数の推移

| | 被保険者数 (うち、障害認定者数) | 伸び率 |
|--------|----------------------|----------|
| 平成23年度 | 245,753 人 | 1.91 % |
| | (8,068 人) | △ 1.81 % |
| 平成22年度 | 241,140 人 | 2.34 % |
| | (8,217 人) | △ 4.61 % |
| 平成21年度 | 235,621 人 | - |
| | (8,614 人) | - |

※被保険者数は年度末時点

(2) 軽減対象者数

| | 9割 | 8.5割 | 5割 | 2割 |
|--------|----------|----------|---------|----------|
| 平成23年度 | 48,268 人 | 41,779 人 | 7,843 人 | 19,609 人 |
| 平成22年度 | 47,271 人 | 39,371 人 | 7,499 人 | 18,409 人 |
| 平成21年度 | 45,549 人 | 36,327 人 | 7,130 人 | 16,922 人 |

2 保険料の状況

(1) 保険料率

| | 平成24・25年度 | 平成22・23年度 | 平成20・21年度 |
|---------|-----------|-----------|-----------|
| 均等割額 | 42,700 円 | 39,600 円 | 39,600 円 |
| 所得割額 | 8.48 % | 7.36 % | 7.36 % |
| 1人当たり平均 | 56,302 円 | 51,473 円 | 52,958 円 |

※1人当たり平均は、平成24・25年度は見込み、それ以前は実績による。

(2) 保険料収納状況(現年度分)

| | 調定額 | 収納額 | 収納率 |
|--------|------------------|------------------|---------|
| 平成23年度 | 12,667,439,730 円 | 12,514,269,474 円 | 98.79 % |
| 平成22年度 | 12,486,131,359 円 | 12,333,126,229 円 | 98.77 % |
| 平成21年度 | 12,398,571,643 円 | 12,249,101,184 円 | 98.79 % |

3 療養の給付費等の状況

(1) 療養給付費

| | 件数 | 金額 | 伸び率 |
|--------|-------------|-------------------|--------|
| 平成23年度 | 5,897,230 件 | 181,959,542,562 円 | 4.13 % |
| 平成22年度 | 5,673,511 件 | 174,748,297,970 円 | 5.64 % |
| 平成21年度 | 5,495,305 件 | 165,426,341,522 円 | - |

(2) 療養費

| | 件数 | 金額 | 伸び率 |
|--------|-----------|-----------------|--------|
| 平成23年度 | 122,589 件 | 1,798,595,105 円 | 2.72 % |
| 平成22年度 | 118,199 件 | 1,750,964,300 円 | 3.65 % |
| 平成21年度 | 114,449 件 | 1,689,248,955 円 | - |

(3) 訪問看護療養費

| | 件数 | 金額 | 伸び率 |
|--------|---------|---------------|---------|
| 平成23年度 | 6,417 件 | 467,241,518 円 | 1.10 % |
| 平成22年度 | 6,046 件 | 462,140,505 円 | 23.05 % |
| 平成21年度 | 5,050 件 | 375,571,311 円 | - |

(4) 移送費

| | 件数 | 金額 | 伸び率 |
|--------|-----|-----------|-----------|
| 平成23年度 | 4 件 | 58,553 円 | △ 11.89 % |
| 平成22年度 | 7 件 | 66,455 円 | △ 56.20 % |
| 平成21年度 | 6 件 | 151,729 円 | - |

(5) 高額療養費

| | 件数 | 金額 | 伸び率 |
|--------|-----------|-----------------|---------|
| 平成23年度 | 256,816 件 | 1,941,241,935 円 | 5.08 % |
| 平成22年度 | 245,274 件 | 1,847,361,058 円 | 10.22 % |
| 平成21年度 | 225,726 件 | 1,676,081,067 円 | - |

(6) 高額介護合算療養費

| | 件数 | 金額 | 伸び率 |
|--------|---------|---------------|-----------|
| 平成23年度 | 9,916 件 | 114,485,344 円 | △ 19.93 % |
| 平成22年度 | 9,341 件 | 142,989,216 円 | - |
| 平成21年度 | - | - | - |

(7) 葬祭費

| | 件数 | 金額 | 伸び率 |
|--------|----------|---------------|--------|
| 平成23年度 | 14,888 件 | 744,400,000 円 | 3.52 % |
| 平成22年度 | 14,382 件 | 719,100,000 円 | 7.88 % |
| 平成21年度 | 13,331 件 | 666,550,000 円 | - |

4 保健事業

(1) 健康診査の状況

| | 対象者数 | 受診者数 | 受診率 |
|--------|-----------|----------|---------|
| 平成23年度 | 241,195 人 | 83,638 人 | 34.68 % |
| 平成22年度 | 235,719 人 | 81,028 人 | 34.37 % |
| 平成21年度 | 230,041 人 | 80,160 人 | 34.85 % |

(2) 人間ドックの状況

| | 人数 | 該当市町村 |
|--------|---------|--------|
| 平成23年度 | 1,634 人 | 34 市町村 |
| 平成22年度 | 1,605 人 | 34 市町村 |
| 平成21年度 | 1,262 人 | 33 市町村 |

これまでの議論の経緯

<高齢者医療制度改革会議>

平成21年11月～平成22年12月 高齢者医療制度改革会議において議論

- ・ 平成22年12月の最終とりまとめでは、後期高齢者医療制度を廃止し、75歳以上の方も現役世代と同様に国保か被用者保険に加入することとした上で、①公費・現役世代・高齢者の負担割合の明確化、②都道府県単位の財政運営といった現行制度の利点はできるだけ維持し、よりよい制度を目指すと考えられた。

<社会保障・税一体改革>

平成23年6月 政府・与党社会保障改革検討本部が「社会保障・税一体改革案」を決定

- ・ 高齢者医療制度改革会議のとりまとめ等を踏まえ、高齢世代・若年世代にとって公平で納得のいく負担の仕組み

平成23年12月 社会保障審議会医療保険部会で「議論の整理」

- ・ 高齢者医療制度の見直しは、市町村国保の都道府県単位化を含め、最終とりまとめにおいて示された方針に沿って着実に進んでいくべきとの意見があった。一方、後期高齢者医療制度は既に定着しており、拙速に新制度に移行して混乱を招くことがないよう、現行制度の改善により安定的な運営に努めるべきとの意見があった。
- ・ 後期高齢者医療制度の先行きに関する被保険者や現場の不安を解消するため、可能な限り速やかに将来に向けた方針が示され、十分な準備期間をもって迅速に実行される必要があるとの意見があった。

平成24年2月 「社会保障・税一体改革大綱」(閣議決定)

- ・ 高齢者医療制度改革会議のとりまとめ等を踏まえ、高齢者医療制度の見直しを行う。
- ・ 具体的内容について、関係者の理解を得た上で、平成24年通常国会に後期高齢者医療制度廃止に向けた見直しのための法案を提出する。

平成24年5月 民主党厚生労働部門会議が「見直しの骨子」を決定

- ・ 改革会議のとりまとめに基づき、後期高齢者医療制度を廃止し、75歳以上の方に対する国民健康保険等の適用等の措置を講ずる

平成24年8月 「社会保障制度改革推進法」成立

- ・ 「今後の高齢者医療制度にかかる改革については、あらかじめその内容等について3党間で合意に向けて協議する。」
(民主党・自由民主党・公明党「確認書」抜粋)
- ・ 「今後の高齢者医療制度については、状況等を踏まえ、必要に応じて、社会保障制度改革国民会議において検討し、結論を得ること。」
(社会保障制度改革推進法第6条第4項抜粋)

社会保障・税一体改革大綱（抄）

平成24年2月17日
閣議決定

3. 医療・介護等②

（保険者機能の強化を通じた医療・介護保険制度のセーフティネット機能の強化・給付の重点化、低所得者対策）

（4）高齢者医療制度の見直し

○ 高齢者医療制度改革会議のとりまとめ等を踏まえ、高齢者医療制度の見直しを行う。

○ 高齢者医療の支援金を各被用者保険者の総報酬に応じた負担とする措置について検討する。

（注）現在は、平成24年度までの特例として、支援金の3分の1を総報酬に応じた負担とする措置が講じられるとともに、併せて、協会けんぽに対する国庫補助率を13%から16.4%とする措置が講じられている。

☆ 具体的内容について、関係者の理解を得た上で、平成24年通常国会に後期高齢者医療制度廃止に向けた見直しのための法案を提出する。

○ 70歳以上75歳未満の方の患者負担について、世代間の公平を図る観点から、見直しを検討する。

（注）患者負担は、69歳までは3割、70歳以上75歳未満は2割、75歳以上は1割と、年齢に応じた負担割合を設定しているが、70歳以上75歳未満については、毎年度、約2千億円の予算措置により1割負担に凍結されている。

☆ 平成24年度は予算措置を継続するが、平成25年度以降の取扱いは平成25年度の予算編成過程で検討する。

高齢者医療制度改革会議とりまとめに基づく見直しの骨子(民主党厚生労働部門会議案)

後期高齢者医療制度を廃止し、75歳以上の方に対する国民健康保険等の適用等の措置を講ずる。

1 後期高齢者医療制度の廃止

後期高齢者医療制度を廃止し、75歳以上の高齢者も国民健康保険又は被用者保険に加入することとする。

2 国民健康保険の75歳以上の被保険者に係る都道府県単位の財政運営

市町村が行う国民健康保険について、75歳以上の被保険者に係る財政運営を都道府県が行う仕組みとする。

3 高齢者保険料負担率の計算方法の見直し

75歳以上の保険料の伸びが現役制度を上回らないよう、高齢者保険料負担率(約1割)の計算方法をより公平に分担する仕組みに見直す。

4 高齢者医療支援金の総報酬割

75歳以上の給付費に対する高齢者医療支援金(約4割)について、被用者保険者間の按分方法を、各保険者の総報酬に応じた負担とする。

5 公費負担割合の引上げ

保険者の支援金負担を軽減するため、公費負担を実質47%から50%に引き上げる。

※ 75歳以上の現役並み所得を有する方の医療給付費には公費負担がなく、その分は各保険者からの支援金による負担となっている。

6 将来像

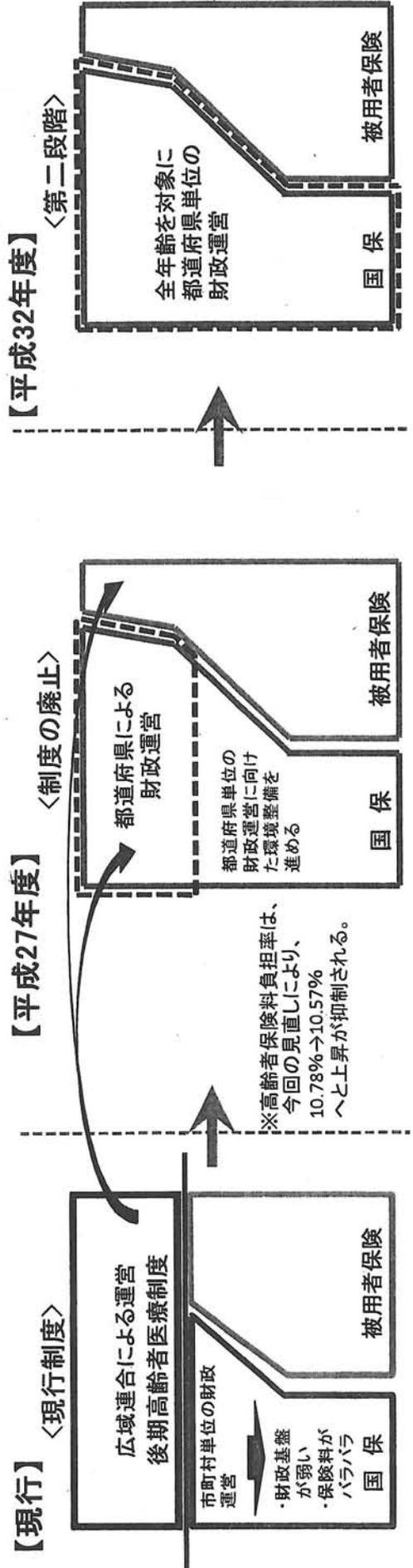
この法律の施行後5年を目標として、市町村が行う国民健康保険について、全ての被保険者に係る財政運営を都道府県単位化する。

※70歳以上75歳未満の患者負担の見直しについては、平成25年度以降のいずれかの時期に70歳に到達する方から本則に戻すことを、平成25年度の予算編成過程で検討する。併せて、75歳以上の方に係る保険料軽減の特例措置を見直すことも検討する。

※市町村国保の低所得者に係る保険料軽減措置の対象世帯の拡大等を行う。

※市町村国保の広域化(都道府県単位化)を進めるため、国としての財政支援を図る。

※上記を踏まえ、平成24年通常国会に後期高齢者医療制度廃止に向けた見直しのための法案を提出する。



<施行期日>

平成27年3月1日

(3~5は、平成27年4月1日)